

平成27年11月26日

岐阜県経営者協会

会長 小野木 孝二 殿

長時間労働削減を始めとする「働き方改革」や非正規雇用労働者の

「正社員転換・待遇改善」、人材育成の推進の取組に関する要請

昨今、人口減少社会の到来の中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者を始めとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることによって、一人一人の潜在力が最大限発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

このような中、岐阜県内の雇用情勢については、平成27年9月の有効求人倍率は1.56倍と、全国第3位の高さであるなど、県内の雇用情勢は改善が続いております。しかしながら、その内容を見ると、求人と求職のミスマッチが存在しており、建設業や介護関連分野等を中心とした人手不足は拡大しており、また、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者、いわゆる不本意非正規の存在も明らかになっております。

非正規雇用労働者については、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があります。人口減少社会の到来の中、経済の好循環を更に推進するためには、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングを捉え、正社員雇用の拡大を図るとともに、非正規雇用労働者の意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を促進し、雇用の質を向上させ生産性を上げることが重要です。

さらに、職業能力の開発・向上の促進や技能の振興を図り、効果的な人材育成の推進も重要な課題となっております。

このような状況の中、11月は、「過労死等防止啓発月間（過重労働解消キャンペーン期間）」、「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」、「正社員転換・待遇改善キャンペーン（～12月まで）」、「職業能力開発促進月間」として各種の取組を進めております。

また、最近、働く労働者の労働環境に大きな影響が出てくる「女性活躍推進法」、「若者雇用促進法」及び「労働者派遣法改正法」の成立や、年齢に関係なくパート・アルバイト等を含め、すべての労働者が対象となる岐阜県最低賃金の改定も行われております。

そこで、県内7つの労働基準監督署及び8つのハローワークを含めた岐阜労働局では、「働き方改革推進本部」及び「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、これらの取組の周知・啓発等に努めているところです。

貴会におかれましては、これまでも労働行政の円滑な推進に御理解と御協力を賜っていただきましたが、引き続き、本要請の趣旨を御理解いただき、周知・啓発等に御支援と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省岐阜労働局長 本間 之輝

